

平成28年7月7日

感染制御認定薬剤師
更新対象者 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成28年度 感染制御認定薬剤師の更新申請について（Q&A）

「平成28年度 感染制御認定薬剤師の更新申請」に係るQ&Aを作成いたしました。今回、当該認定の更新を検討されている方は、ご確認ください。

平成 28 年度感染制御認定薬剤師の更新申請に関する Q & A

(問 1)

更新条件（2）が平成 27 年 2 月 14 日に改定されていますが、今回の申請ではどの認定薬剤師を取得していれば更新条件（2）を満たすことになりますか。

（答）

平成 33 年度までに更新申請するものにあっては従前の更新条件（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えありませんので、今回は更新申請時に日本医療薬学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師が更新条件（2）を満たします。

なお、日病薬病院薬学認定薬剤師は平成 30 年度から認定を行う予定です。

(問 2)

平成 27 年 5 月に開催された感染制御専門薬剤師講習会（福岡会場）の受講証書の写しを今回の申請に提出しようと思いますが、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールは別途日病薬病院薬学認定薬剤師制度の申請に使用することができますか。

（答）

本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用した場合、当該単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用することはできません。（本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用した場合、当該単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用することはできません。）

従いまして、平成 27 年 5 月に開催された感染制御専門薬剤師講習会（福岡会場）を初めとして、平成 27 年 4 月 1 日以降に開催された感染制御領域の講習会（日病薬並びに都道府県病薬等の研修会実施機関が実施した感染制御領域の講習会について、申請者が当該講習会で日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを受領した場合に限る）を今回の申請に提出する場合は、参加証書・受講証書などの写しに日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シール（原本）を貼付してください。

なお、今回の感染制御認定薬剤師の更新申請に不認定となった方に限り、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付した参加証書・受講証書などの写しを返却いたします。

(問 3)

更新条件（6）にある「施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を 10 例以上報告できること。」の「10 例以上」とはどのように解釈するのでしょうか。

（答）

実務経験として 10 例以上を求めているということであって、それ以上の報告があつても申請書には 10 例分のみを厳選して記載してください。

「感染制御に貢献した内容」とは、下記の 7 項目について申請者個人が薬学的な介入、支援したことを指します。業務内容の報告には、薬剤師として申請者本人が感染制御に介入・貢献した具体的な内容を、下記の①～⑦の項目のうち 5 項目以上についてそれぞれ 1 例以上、必ず項目番号順に記載してください（ただし 1 項目 5 例以下にしてください）。

また、他の医療従事者など複数で感染制御に介入・貢献した場合には、申請者本人がどのように関与・寄与したのかを明確にしてください。

- ① 院内ラウンド・抗菌薬などのサーベイランスを実施または参画し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。
- ② 薬物血中濃度モニタリング業務を実施し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。薬剤名、用法・用量、トラフ値などを必ず記載してください。
- ③ 薬剤管理指導業務、病棟業務などにおいて、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例（薬物血中濃度モニタリング業務を除く）。
- ④ I C C、I C T、薬事委員会などにおいて、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例。
- ⑤ 薬剤部門での業務（製剤、注射剤調剤など）において、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例（注射剤調製方法の手順変更など）。
- ⑥ 各医療機関・施設単位で感染対策マニュアルや抗菌薬ガイドラインを作成・変更して感染制御に貢献した事例（医療機関・施設で実際に使用されているガイドライン等で申請者個人が関与した内容について、具体的な内容を記載してください）。
- ⑦ 院内（施設内）においてその他の感染制御に貢献した事例、症例（感染対策加算関連での相互訪問に関する事項を含む）。

（問4）

業務内容の要約を作成する際の留意点はありますか。

（答）

様式5に記載してある注意事項を十分にお読みください。

1. 感染制御に特化した内容を厳選し申請者個人の関与・貢献（「介入内容」「結果（実際の治療）」「評価・転帰」）を具体的に記載してください（説明が不十分な報告、通常の薬剤師業務と判断される報告、関与・貢献が不十分な報告は不認定とする可能性があります）。
2. 最新の知見に基づいて妥当な内容の報告を記載してください。
3. 分量の加減により患者の状態が変化した場合は、必ず薬剤量・検査値等の変化がわかるように記載してください（前後の因果関係が不明瞭な場合は不認定とする可能性があります）。
4. 1業務報告あたり150字以上500字以内（要約の本文として）に要約してください。
5. 類似した内容は一つの報告にまとめてください。
6. 薬品名は、商品名ではなく、一般名を用いてください。
7. 略語・略名については関連学会の用語集に準じ、特殊な病名等については初出時に『正式名称（略号）』というように記載してください。
8. 単位の記載漏れ、誤字、脱字のないようにしてください（誤字の例：他剤⇒多剤、ポビドンヨード⇒ポビドンヨード）（単位の記載漏れ、誤字、脱字が複数ある場合には不認定とする可能性があります）。

（問5）

感染制御認定薬剤師の更新申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

(問6)

感染制御認定薬剤師の更新申請後の更新審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(答)

更新審査料は審査結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。